

	号外	定価 1部 2円	県職労独自割引
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	No.2310 2014年 11月7日 夏油高原スキー場前売り引換券 希望の方は各支部書記局へ!

14 確定闘争情報 - ⑥ 職場

現給保障「勧告通り実施」姿勢変えず 総務部長→

12月議会へ条例提案 月例給・一時金引き上げ 交通用具使用者の通勤手当

36km以上の支給額引き上げ・上限額を38,300円(3,300円増)を提案

県地公共闘（議長：砂金良昭・岩教組委員長）は6日、確定闘争における給与・諸手当等の改善を求め、小田島総務部長(左下写真)と交渉を行った。

大きな争点となった現給保障の継続については、現給保障適用者の声を直接訴える場を設け、保障廃止による生活への深刻な影響や勤務意欲の維持が困難になること等の切実な声を直接伝えた。これに対して小田島部長は「心苦しいがご理解願いたい」と勧告通り実施する考えを変えなかったものの、「勤務意欲の維持に向けて、何らかの対応ができないか検討するよう各任命権者に要請する」旨の見解を引き出した。地公共闘は各任命権者への要請状況を確認し最終的な判断を行うこととした。



(総務部長の回答は以下のとおり)

月例給・一時金

勧告どおり（月例給は国人勧告どおりの給料表に改定、施行日は今年4月1日。一時金は0.05月引き上げ、施行日は12月1日）実施することで条例案を12月議会に諮る予定。議会審議の手続き上、12月に入ってから議決となるが、速やかに「差額支給」できるよう対応していきたい。

通勤手当

ガソリン価格が高い水準で推移していることは理解している。特にも遠距離を通勤する職員にとっては大きな負担となっており、交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額は、来年1月から38,300円まで引き上げる（3,300円増）こととし、給与改定にあわせて実施したい。長距離通勤者の負担軽減措置を講じるという観点から、引き上げの対象は36km以上の区分とし、人事委員会規則の改正を行うべく人事委員会と調整中。

給与制度の総合的見直し

総合的見直しは、給与制度の根幹にかかわる大きな課題であり、人事委員会の「勧告」を受けて検討を行うべき性質のもの。人事委員会の判断を尊重して対応を検討していく必要があると考えている。

ハラスメント対策

皆さんからの「県としての統一的な取り組みが必要」とのご意見を受け、人事委員会からも「ハラスメント防止に向けた職員の意識啓発について具体的な検討をしたい」との回答をいただいている。人事委員会と連携した具体的な対応が進むよう、私どもも意を用いて参りたい。

現給保障 適用者本人から切実な実態訴えるも

冒頭、現給保障適用者本人から総務部長に対して、下記の実態を直接訴えた。また、「給与構造改革以降8年間も給料が上がらない状況を放置してきたことは人事施策としての失敗。自らの処遇を我慢しつつ、日々の業務に邁進してきた職員に甘えすぎだ」と厳しく追及した。



○ 4人の子育てをしながら進学でお金のかかる時期に給料がずっと上がらない。一生懸命働いていることへのご褒美って何なんだろうという気分だ。働き続けられるような保障をお願いしたい。

○ 学校事務職員は役職の関係で昇任が限られている。このままでは今の額のまま退職まで働かなければならない。その保障すら廃止して、年々忙しくなる学校現場で働かせることは納得いかない。

○ 若い時は「年齢が上がれば給料も上がるから」と言われガマンしてきた。年収は41歳の時がピークで15年間上がっていない。仕事上の責任も高まり頑張っているが、悪いことは何もしていないのに、なぜ、こういう仕打ちを受けなければならぬのか。意欲を持ってと言われても無理。



これに対し小田島部長は、「ここ十数年給料が上がっていない中でのお願いとなり、私としても辛いお願いだ。生活や勤務意欲へも少なからず影響を及ぼすことについても受け止めている。一方で、人事委員会は『高齢層の公民の給与差』『世代間の給与配分』を解消する必要性等を考慮した上で廃止を勧告したものと理解しており、人事委員会の勧告を尊重する必要があると考えているもの。皆さんの実態を伺い大変心苦しいが、何とかご理解をいただきたい」とあらためての理解を求めた。

小田島部長は、「任命権者ごとに、(級構造や役職ポスト等)給与制度上の課題があることは認識しており、個々の職員に着目して勤務意欲確保への対応を検討していく」と、具体的な対策への決意を述べた。



現給保障の廃止に向けた当局の姿勢は頑ななもの、廃止による生活への影響は深刻であり、勤務意欲の確保策をはじめ、給与額そのものの引き上げにつながる対策について、最終局面まで協議を続けていく。